

会計室発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について

No.	案件名稱	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由 (随意契約理由番 号)</u>	WTO
1	財務会計システム業務 用端末にかかる Windows11バージョン アップ対応業務	情報処理	富士通 Japan 株式 会社	7,796,250 円	令和7年8月29日	地方自治法施行 令167条の2第1 項第2号	G4	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

財務会計システム業務用端末にかかる Windows11 バージョンアップ対応業務

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部 (大阪)

統括部長 北條 憲司

3 随意契約理由

財務会計システム業務用端末（以下「各端末」という。）は、「財務会計システム用サーバ機器等一式 長期借入」（借入期間：令和5年7月1日～令和10年6月30日）に含んで、令和4年5月13日付けでFLCS株式会社 関西支店と契約を交わし借入を行っていることから、各端末のOSをWindows11へのバージョンアップを行う専門業者は、借入機器の構成や処理方法などについて十分に理解している必要があり、借入契約と密接不可分の関係にある。

借入契約を交わしているFLCS株式会社 関西支店からは、「貸付けている物品等にかかるWindows11バージョンアップ対応等について、富士通Japan株式会社を唯一の代理店に定める」旨の通知がなされており、富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部 (大阪) が、各端末のOSをWindows11へのバージョンアップできる唯一の作業者となっており、他の業者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことから、財務会計システム業務用端末にかかるWindows11へのバージョンアップ対応業務については、地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部 (大阪) と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号

5 担当部署

会計室会計企画担当（財務会計システムグループ）（電話番号：06-6208-8469）